

## 治水・利水等流域水管理条例（仮称）素案

### 前文

生命の源である水は、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域に至る過程で、河川の流域を中心に循環し、人の生活や産業活動などとの深い関わりを築いてきた。

県土の約7割を森林が占める本県では、その中を縫うように、大小の河川が縦横に流れ、これら河川は、水を提供し、美しい環境を形作り、人々の心を癒やすなど、県民生活に欠かせない存在となっている。

とりわけ、吉野川流域では、豊かな水と流域一帯の肥沃な土壌が阿波藍をはじめとする文化を育んできたものの、高石垣や上げ舟などの各地に残る洪水遺跡が示すように、古より浸水被害に苦しめられてきた。現在も、分水による利水が四国全体に大きな恩恵を与えている一方で、本県では浸水被害が繰り返されている。

また、本県有数の穀倉地や工業地帯への水供給を担っている那賀川流域でも、全国一の日最大降水量を記録するなどの厳しい自然環境ゆえに洪水はもとより、それに相反する渇水に、長年にわたって苦渋を味わうなど、治水における労苦の歴史が積み重ねられてきた。

今、地球温暖化に伴う気候変動等の多様な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、さらに深刻な洪水や渇水の発生が懸念されるなど、水問題は、新しい局面を迎えており、川がもたらす甘苦に通じた本県ならではの新たな次元の水管理が求められている。

また、南海トラフを震源とする巨大地震及び中央構造線断層帯等を震源とする直下型地震の発生も危惧され、治水だけでなくあらゆる災害対応も課題となっている。

ここに、私たちは、治水の上に利水が成り立つとの考えのもと、いかなる水災害にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命と財産を守るため、叡智と総力を結集した総合的な水管理に取り組むことを決意し、将来の世代に対する責務として、この条例を制定する。

### I 総則

#### (1) 目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境のもとで推進する、流域における水管理について、基本理念を定め、県民及び水利用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、基本となる施策を定めることにより、徳島県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

#### (2) 基本理念

流域における水管理は、地球温暖化に伴う気候変動により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水、南海トラフを震源とする巨大地震及び中央構造線断層

帯等を震源とする直下型地震及び津波等の自然災害、並びに人口減少及び少子高齢化等による著しい社会環境の変化に対して、県民の安全及び安心が確保できるよう、強靱な県土づくりを旨として行われなければならない。

流域における水管理は、先人の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えのもと洪水等による浸水被害等の抑制を最優先として、県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できるように行われなければならない。

流域における水管理は、県、市町村、県民その他関係者が、治水及び利水の歴史、健全な水循環の重要性等を理解するとともに共有し、適切な役割分担と協力のもと、流域全体で一体的に行われなければならない。

### **(3) 県民の役割**

県民は、自らの安全を自ら守るため、水災害対策の実施、並びに、必要な知識及び行動の習得に努める。

県民は、国、県、市町村等が実施する水災害対策に協力するよう努める。

県民は、健全な水循環に関する啓発等の取組への、積極的な参加及び、理解を深めるよう努める。

### **(4) 用水利用者の役割**

用水利用者は、平常時から節水及び合理的な水利用に努めるとともに、県、市町村その他関係者が実施する水災害対策や利水に関する施策に協力するよう努める。

### **(5) 県の責務**

県は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、市町村その他の関係者が実施する水管理に対し支援及び総合調整を行う。

### **(6) 県以外の河川管理者等に対する要請等**

県は、県以外の河川管理者等に対して、その管理する河川等において、この条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求める。

### **(7) 流域水管理計画の策定等**

県は、流域の水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県民、市町村等から広く意見を聴取し総合調整を行い、県全体及び流域単位での水管理計画を定める。

### **(8) とくしま水防の日**

県は、水防活動の一層の充実を図るため、とくしま水防の日を設ける。

### **(9) 顕彰**

県は、流域における水管理の推進に関し、功績が顕著な者の顕彰に努める。

## II 治水

### 1 河川等の整備及び維持

#### (10) 河川の整備及び維持

県は、その管理する河川について、河川整備及び洪水調節施設の設置等の対策を効果的に組み合わせて効率的に実施する。

県は、流下能力を著しく阻害する堆積土砂等の除去を適切に実施する。

県は、著しい浸水被害が発生した地区については、再度災害が防止できるよう対策を実施する。

県は、地震等により著しい影響を受けることが想定される箇所は、適正に対策を実施する。

#### (11) 下水道の整備及び維持

県は、市町村が行う下水道の設置等について、技術的な助言等を行うものとし、市町村と連携を図りながら協力して水災害対策に積極的に取り組む。

#### (12) 施設の能力を上回る外力への対応

県は、その管理する河川管理施設等について、施設の能力を上回る外力に対して、住民が避難時間を確保できるよう、整備に努める。

また、気候変動により外力が増大したときに、当該施設の改造が柔軟に実施できる計画及び設計に努める。

#### (13) 総合的な土砂管理

県は、流域の総合的な土砂管理計画を策定し、次の対策を実施する。

- ・ 土砂の除去並びに除去した土砂の流通及び利活用を図る対策
- ・ 山地の荒廃や急激な土砂流出を防ぐ対策
- ・ 河道等の変化の観測、河川における土砂動態の把握
- ・ 海岸の侵食を防ぐ対策

#### (14) 県民との協働による維持管理

県は、その管理する河川について、県民と協働で実施する維持管理を推進する。

#### (15) 河川管理施設等の戦略的維持管理等

県は、その管理する河川管理施設等について、老朽化等による機能の喪失を防ぐため、戦略的に維持管理及び更新を実施するとともに、県民が必要とする機能の向上に努める。

#### (16) 河川管理施設等の徹底した活用

県は、河川管理施設等の機能を最大限に活用できるよう、県以外の排水施設又は洪水調節施設の管理者と管理、運用方法について一層の連携を行う。

また、排水ポンプ車の機動的で円滑な運用について、関係者と一層の連携を行う。

## **2 浸水被害を防ぐ土地利用**

### **(17) 浸水被害を防ぐまちづくり等**

県は、市町村と連携し、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護するまちづくり、地域づくりを推進する。

都市計画その他法令の規定による土地の利用に関する計画を定める者は、当該区域の浸水状況を考慮して計画を定めるものとする。

県は、開発行為をしようとする者に対して、開発行為の区域等において、当該開発行為に起因する浸水被害の発生を防止するための雨水貯留浸透施設又は排水路の設置並びにこれら施設の機能を維持するよう指導及び勧告できる。

### **(18) 浸水想定区域等における避難計画の策定等**

県は、水防法第15条の3第1項で規定する避難計画の策定等又は津波防災地域づくりに関する法律第71条に規定する避難確保計画の策定がなされていない要配慮者利用施設の所有者等に対して、これらを実施するよう指導及び勧告できる。

### **(19) 河川等出水警戒区域の指定**

知事は、洪水等による浸水被害の解消のため、排水施設又は河川の整備を実施する場合、これら整備と併せて当該区域の一部を建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域（以下「河川等出水警戒区域」という。）として指定できる。

また、河川等出水警戒区域を指定しようとするときは、総合的な浸水対策計画を策定し、関係市町村長の意見を聴き、その区域を告示するとともに関係市町村長に通知する。

### **(20) 河川等出水警戒区域における建築物の建築の制限**

河川等出水警戒区域内において、建築物の建築を行おうとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

### **(21) 保水又は浸透機能の保全**

農地、緑地、森林等を所有する者等は、雨水の一時的な保水又は浸透する機能の保全に努める。

県は、雨水の一時的な保水又は浸透する機能を有する区域を明らかにする。

## **3 河川に係る情報等の収集及び提供**

### **(22) 情報基盤の整備**

県は、その管理する河川について、水位、降雨量等の情報を収集し国、市町村、県民等に伝達する。

また、ICTを活用し、迅速かつ的確な情報収集及び伝達に努める。

### **(23) わかりやすい情報提供**

県は、事前防災行動計画を国、市町村等と連携して策定に努める。

また、想定し得る最大の外力に対する浸水区域の設定に努め、市町村が作成するハザードマップの策定に協力するとともに、これらについて県民にわかりやすく情報提供する。

## **Ⅲ 利水**

### **(24) 貯留機能の維持及び向上**

県は、その管理するダムについて、安定的な水の供給に資するため、貯留機能の維持及び向上に必要な対策を講ずる。

### **(25) 水利用の現状の検証等**

県は、その管理するダムについて、社会経済情勢の変化を勘案し、水利用の現状検証、利水の計画見直しに努める。

### **(26) 堆積土砂に係る総合的な対策**

県は、その管理するダムについて、貯水池内に加え、その上流域の堆積土砂の除去も含めた総合的な堆砂対策に努める。

### **(27) 堰堤の活用**

県は、その管理する砂防堰堤及び治山堰堤について、水利使用者等が流水を活用しようとする場合に必要な協力を努める。

### **(28) 農業・水道・工業用水施設における適正な水管理等**

農業・水道・工業用水施設を管理する者は、その管理する施設を良好な状態に維持し、適正に水の利用が行われるよう努める。

県は、各用水施設を適正に保全するために必要な措置を講ずる。

### **(29) 指導**

知事は、農業・水道・工業用水施設の流路を形成する工作物について、損傷等の異常を発見した場合は、当該工作物を管理する者に対し、適切な措置を講ずるよう指導する。

### **(30) 流水の活用**

県及び水利使用者等は、地域資源を生かしたエネルギーの有効利用に資するため、あらゆる流水を活用する施策等の実施に努める。

### **(31) 利水サポート団体**

知事は、節水及び渇水対策等の活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものを、利水サポート団体として認定する。

### **(32) 渇水時の被害軽減対策**

県は、異常な渇水が発生したとき又は、異常な渇水の発生が予測されるときは、水利使用者の間で円滑に水利調整が実施されるよう、関係する河川管理者と連携の上、調整が図られるよう努める。

また、異常な渇水が発生したときは、渇水による河川環境への影響及び県民への被害を最小化するために必要な施策の実施に努める。

### **(33) 事前渇水行動計画**

知事は、異常な渇水による被害を最小限度にとどめるため、ダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明らかにした事前渇水行動計画を策定する。

## **IV 水循環及び環境**

### **(34) 涵養機能の維持及び向上**

県は、県民による活動を支援するなどにより、農地、緑地、森林、河川等における涵養機能の維持及び向上を図る。

### **(35) 水質の保全等**

県は、河川の水質の状態について継続的な監視を行うとともに、市町村と連携を図りながら、生活排水及び農用地等あらゆる面源から排出される負荷の軽減を図る施策を講ずる。

### **(36) 水循環の調査と情報共有**

県は、河川の流況、水利利用の状況及び地下水の状況を定期的に調査するなど、水循環の把握及び県民との情報共有を図る。

### **(37) 流域環境の保全等**

県は、水循環に関わる流域全体の生態系を含む環境の保全と再生に努める。

### **(38) 新技術の開発促進**

県は、水循環に関する新技術の開発を促すため、河川において、事業者等が実施する地域貢献に資する取組への支援その他必要な施策の実施に努める。

### **(39) 水量の確保と水辺空間の整備等**

県は、県民等が河川と親しむため及び共生のために欠かせない水量の確保、観光、スポーツの振興に資する水辺空間の整備、自然と共存する水辺環境の創出及び人々が集い、憩い、楽しみ、安らげる河川の賑わい拠点の整備に努める。

## **V 災害対応**

### **(40) 市町村への技術支援等**

県は、市町村に対し情報提供、技術的助言等必要な支援を実施する。  
また、大規模な水災害が発生し市町村の災害対応機能が著しく低下又は、その恐れがあるときは、必要な支援に努める。

### **(41) 水防体制の強化等**

県は、市町村等と連携して、水防活動拠点の整備、水防資材の維持管理等及び水防団の強化に努めるとともに、総合的な水防訓練を実施し、水防体制の強化に努める。

また、津波に対する水防活動が、安全に実施できるよう努める。

### **(42) 河川空間の活用**

県は、河川の防災機能、避難路、緊急輸送路等としての活用を推進する。

### **(43) 放置艇の解消**

県は、その管理する河川において、放置艇の解消に努める。

### **(44) 河川管理施設等の事前復興計画**

県は、その管理するダム、排水施設等の重要な河川管理施設が被災した場合、速やかにその機能を復旧、復興できるよう、あらかじめ計画策定等の措置を講ずる。

また、その管理する河川が、流木等により河道が埋塞した場合、速やかにその機能の復旧ができるよう、撤去計画の策定等の措置を講ずる。

## **VI 水教育**

### **(45) 地域に密着した啓発の推進**

県は、市町村その他の関係者と連携し、次に掲げる事項を基本として、地域の要望や課題を踏まえて、水教育に関する啓発に取り組む。

- ・ 治水及び利水の歴史、水に関わる文化等に対する理解と関心を醸成し、次代へ継承
- ・ 健全な水循環に対する理解と関心を促進し、節水意識の醸成をはじめとする健全な水循環の大切さに係る知識を普及
- ・ 河川環境や流域の自然環境に対する理解と関心を醸成し、その保全及び再生
- ・ 平常時から水災害に備え、災害発生時には適切に対処することができるよう、水災害及び水災害対策に関する知識を普及

### **(46) 学校教育における水教育**

県は、次代を担う子供たちが水と親しみ、治水及び利水の歴史、健全な水循環の重要性、水文化等についての理解と関心を深め、未来へ引き継げるよう、学校教育における水教育の推進に努める。

#### **(47) 水教育の環境づくり**

県は、県民誰もが容易に学べる環境づくりに資するため、水教育に関する学習プログラムの整備、教材及び啓発資材の作成及び提供その他必要な施策の実施に努める。

また、水に関わる災害史跡、川の文化遺産及び河川の整備事例等を整理し、水教育の推進に活用するよう努める。

#### **(48) 催事等を通じた啓発**

県は、水の日に関連する事業、その他水に関する催事を積極的に実施又は活用し、水教育について、広く県民に啓発するとともに次代へ継承する。

#### **(49) 流域における交流の促進**

県は、ダムや森林の恩恵について、県民が理解を共有して深めることができるよう、上流水源地域と下流地域の住民との交流の促進に努める。

#### **(50) 県民運動としての展開等**

県は、県民の誰もが水教育に参加しやすい環境づくりに努め、県民との連携、協働の下に、全県下で水教育が広く県民運動として展開されるように努める。

### **Ⅶ 罰則**

#### **(51) 罰則**

河川等出水警戒区域に許可無しに建築物等を建築したとき等の場合には罰則を科す。